

# 新生児が出生した場合

ア: 基準日(令和5年12月1日)時点で住民税均等割のみ課税世帯の世帯主であるため、青森市から青森市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金(1世帯当たり10万円)を受給した世帯で、かつ令和5年12月2日以降、新生児が出生した場合(生計同一の場合に限る)

R5.12.1時点

世帯主: 父



住民税均等割のみ課税



非課税

青森市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金  
(1世帯当たり10万円)受給世帯

R5.12.2以降



住民税均等割のみ課税



非課税



R5.12.2以降出生

【答】

給付金の**対象者**です  
給付金の受給には、  
**父の申請が必要**です。

# 児童を別居監護している場合

ア: 基準日(令和5年12月1日)時点で住民税均等割のみ課税世帯の世帯主であるため、青森市から青森市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金(1世帯当たり10万円)を受給した世帯で、かつ基準日(令和5年12月1日)時点で別世帯だが生計が同一の児童(児童のみの世帯で寮で生活している児童等)がいる場合

R5.12.1時点

世帯主A: 父



住民税均等割のみ課税

母



非課税

青森市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金  
(1世帯当たり10万円)受給世帯

R5.12.1時点

世帯主B



非課税

寮に入っている児童等  
児童のみの世帯

【答】

給付金の**対象者**です  
給付金の受給には、  
**父の申請が必要**です。

別居監護申立書及び児童が属する世帯の住民票謄本が必要です。

R5.12.1時点 青森市

世帯主A: 父



住民税均等割のみ課税

母



非課税

青森市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金  
(1世帯当たり10万円)受給世帯

R5.12.1時点 八戸市

世帯主B: 子①



非課税

子②



非課税

寮に入っている児童等  
児童のみの世帯

仮に左のように、児童のみからなる世帯に属する児童が兄弟姉妹等で2人以上いる場合は、原則、以下のようになります。

<子②の分のこども加算>  
⇒八戸市から子①に対し、申請なしでこども加算が支給されます

<子①の分のこども加算>  
⇒父が青森市に申請することにより、父に対してこども加算が支給されます。